

水ロススポーツの森再整備にかかる公民連携事業導入可能性調査業務委託に関する  
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

水ロススポーツの森は、本市の中心部に位置する都市公園としての立地条件を生かして、スポーツ施設・余暇機能の充実を図りながら、子ども・子育て世代を中心とした新たな賑わいの場となるよう再整備を目指しており、まずは、子ども達が天候や季節に関わらず楽しめる『屋内遊戯施設』の建設を最優先事項としながら、既存公園内において十分に利活用されていないエリアの再整備を実施する基本仕様を明らかにすると共に、整備・運営に関して民間活力を積極的に導入し、より効率的かつ質の高い公共サービスの提供と、市財政負担の軽減及び平準化を図り、早期整備する手法としてPPP/PFI等の公民連携事業導入の可能性について、調査を行うことを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務委託等の名称 令和7年度 第208号  
水ロススポーツの森再整備にかかる公民連携事業導入可能性調査業務委託
- (2) 業務委託等の内容 別紙「特記仕様書」のとおり  
なお、実施にあたっては、本プロポーザルで契約相手方の候補者となった事業者の提案した企画提案と調整の上、実施することとする。(仕様の詳細は、契約時に協議して定める。)
- (3) 業務期間 契約締結後5日以内から 令和8年3月27日まで

3 見積上限額

18,150,000円(消費税及び地方消費税額を除く。)を上限とする。

上記の金額は、提案内容にかかる業務規模を示すものであって予定価格ではない。なお、見積上限額を上回る金額による提案は失格とする。

4 実施形式

本プロポーザルは、公募型プロポーザル方式とする。

5 予定スケジュール

|      |          |        |       |                     |
|------|----------|--------|-------|---------------------|
| 令和7年 | 6月       | 5日(木)  | 9時00分 | 公募開始、質問受付           |
| 令和7年 | 6月18日(水) | 12時00分 |       | 質問受付期限              |
| 令和7年 | 6月26日(木) | 17時00分 |       | 質問に対する回答最終日(ホームページ) |
| 令和7年 | 6月27日(金) | 17時00分 |       | 参加申込提出締切            |
| 令和7年 | 7月       | 4日(金)  |       | 参加資格・一次審査結果通知       |
| 令和7年 | 7月11日(金) | 17時00分 |       | 企画提案書等の提出期限         |
| 令和7年 | 7月29日(火) |        |       | プレゼンテーション審査         |
| 令和7年 | 8月上旬     |        |       | 二次審査結果通知            |
| 令和7年 | 8月上旬     |        |       | 契約締結                |

6 参加資格

プロポーザルの参加資格は次のとおりとし、公募開始の日を基準日として全ての要件を満たしていること。なお、最優秀候補者決定までの間に要件を満たさなくなった場合及び虚偽の申告を行った場合は失格とする。

- (1) 甲賀市建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を現に受けていないこと。
- (2) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であ

ること。

- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のア及びイの要件に該当しないこと。
  - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
  - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (5) 自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のアからカまでのいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (6) 管理技術者については、公告日から起算し継続して3か月以上の雇用があり、かつ次のいずれかの資格又は実績を有しているものとする。
  - ア 技術士建設部門「都市及び地方計画」
  - イ 技術士総合技術監理部門「建設－都市及び地方計画」
  - ウ 公民連携事業可能性調査業務の実績
  - エ 公民連携事業アドバイザー業務の実績
  - オ PPP／PFI事業等の民間資金活用の検討に関する業務
  - カ 民間事業者へのヒアリング調査を実施し、事業実現に至った、又は繋がっている業務
  - キ 広場・公園等の整備計画策定に関する業務及び複合施設の基本・実施計画策定に関する業務

## 7 関係資料の配布方法

- (1) 甲賀市ホームページからのダウンロードを原則とする。  
URL <http://www.city.koka.lg.jp>
- (2) 掲載期間  
令和7年6月 5日（木） 9時00分から  
令和7年7月11日（金） 17時00分まで
- (3) 掲載資料
  - ア 公募型プロポーザル公告
  - イ 公募型プロポーザル実施要領
  - ウ 特記仕様書

## 8 説明会

説明会は実施しない。

## 9 参加申込の提出

- (1) 提出書類  
本プロポーザルへの参加申込者は、次の書類を提出すること。
  - ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式1）
  - イ 配置予定技術者調書（様式2）

- ウ 申込者の概要 (様式3)
  - エ 業務実績調書 (様式4)
  - オ 提案内容概要書 (任意様式 A4 1枚)
  - カ 業務スケジュール (任意様式 A3)
  - キ 委任状 (様式5)
  - ク 甲賀市入札参加資格者名簿に登録がない場合にあつては、次に掲げる書類 各1部
    - ① 法人にあつては、履歴(又は現在)事項全部証明書の写し
    - ② 法人でない団体にあつては、代表者の身分証明書の写し
    - ③ 個人にあつては、身分証明書の写し
    - ④ 法人にあつては、直近年度の国税(法人税及び消費税)、都道府県税及び市区町村税の納税証明書(滞納がないことが確認できるもの。)の写し
    - ⑤ 個人にあつては、直近年度の国税(所得税及び消費税)、都道府県税及び市区町村税の納税証明書(滞納がないことが確認できるもの。)の写し
- ※各証明書については、3か月以内に発行されたものであること。

## (2) 提出期限等

- 1) 提出期限 令和7年6月27日(金) 17時00分
- 2) 提出先 甲賀市役所2階 建設部建設管理課
- 3) 提出方法 持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限日までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

## 10 質疑・回答

- (1) 提出期限 令和7年6月18日(水) 12時00分
- (2) 提出先 甲賀市役所2階 建設部建設管理課
- (3) 提出方法 別添の質問書(様式6)により提出すること。  
※ただし、ファクシミリ又は電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨を伝え、所管課で受信したことを確認すること。
- (4) 回答方法 ホームページにより回答する。
- (5) 回答期限 令和7年6月26日(木) 17時00分

## 11 参加資格審査及び一次審査(書類審査)

- (1) 参加申込提出書類を基に参加資格審査及び一次審査を実施する。  
参加申込者が5者以上の場合は一次審査を行う。上位のものから順に二次審査に進むことのできる4者を選定する。ただし、4者以下の場合は参加資格審査のみ行い、一次審査は行わない。
- (2) 一次審査は各審査項目について「一次審査基準」(別紙1)に基づき事務局が評価する。
- (3) 審査結果の通知は、参加資格審査及び一次審査結果通知書により行う。なお、審査結果等に関する異議申し立ては、一切受け付けない。

## 12 企画提案書等の提出

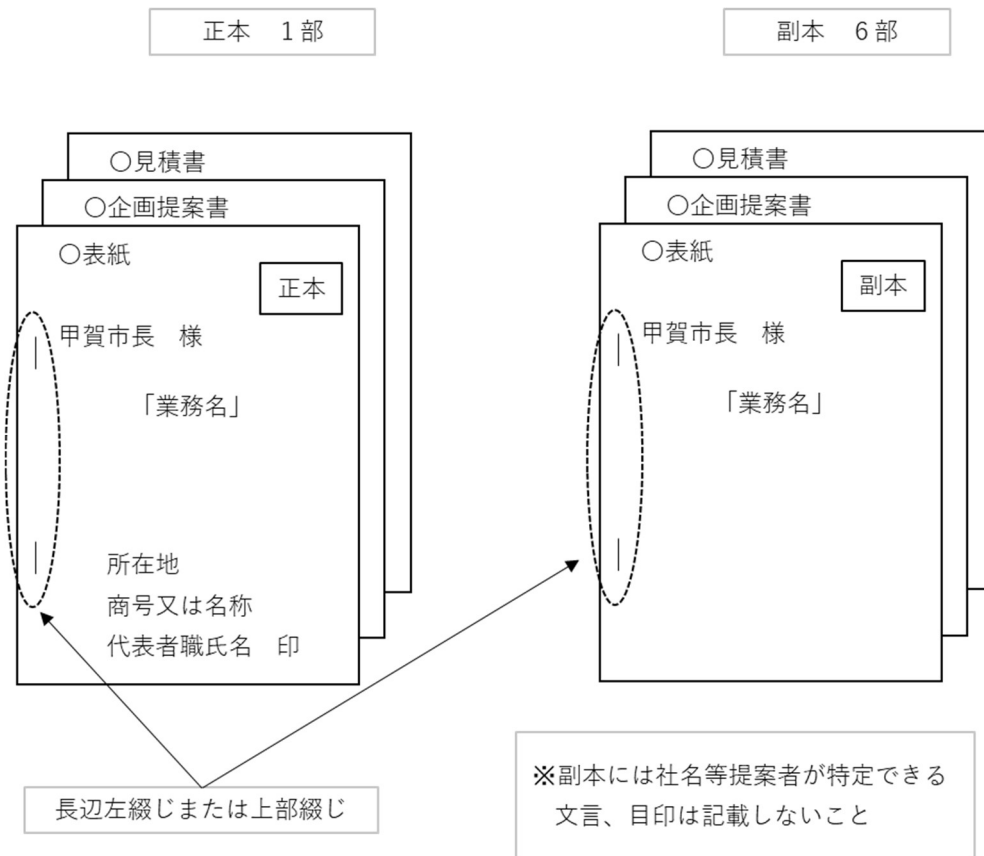
参加資格審査及び一次審査を通過したものは下記の書類を提出すること。

- (1) 提出書類  
本実施要領、仕様書及び甲賀市財務規則等を理解したうえで、次の書類を提出すること。
  - ア 企画提案申込書 1部(様式7)
  - イ 企画提案書 正1部、副6部(様式8)
  - ウ 見積書 正1部、副6部(様式9)
- (2) 提出期限 令和7年 7月11日(金) 17時00分
- (3) 提出先 甲賀市役所2階 建設部建設管理課

#### (4) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限日の17時00分までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

#### 提出イメージ



#### 1.3 企画提案書作成方法

- (1) 企画提案書には、特記仕様書に掲げる各事項を踏まえて作成すること。審査基準の審査項目ごとに記載すること。
- (2) 形式は、A4サイズを基本とするが、必要に応じてA3サイズの折り込みを可とする。また、長辺左または上部綴じとする。なお、文字の大きさは11ポイント以上とする。
- (3) 企画提案書の頁数は、10頁以内とする。
- (4) 見積書（様式は様式9もしくは任意様式）には、仕様書に掲げる業務について、着手から納品まで全てに要する経費とその内訳を明記すること。
- (5) 提出部数は、正本1部、副本6部、CD-RもしくはDVD-R1枚（正・副データ[PDFデータ]）とする。
- (6) 副本6部には社名等提案者が特定できるような文言、目印は記載しないこと。ただし、正本には社名を記載すること。
- (7) 高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。

#### 1.4 二次審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査する。

- (1) 企画提案書等をもとに、設定した基準に基づいて、書類及びプレゼンテーション審査により公正

かつ厳正に審査を実施し、受託候補者を1者選定する。

- (2) 審査要領に基づく審査については、選定審査項目について審査を行う。
- (3) 各審査項目について、提案内容を「二次審査基準」(別紙2)に基づき評価する。
- (4) 審査委員の採点を集計し、一次、二次審査の合計点数で獲得点数の高い事業者から順に最優秀候補者を選定する。なお、提案者が1者のみの場合は、一次審査及び二次審査の合計点数が360点以上であれば、その者を最優秀候補者として選定する。
- (5) 書類及びプレゼンテーション審査は、令和7年7月29日(火)を予定している。
  - ア プレゼンテーションの時間  
時間 : 20分以内(準備を除く)  
質疑応答 : 15分程度
  - イ 出席者  
プレゼンテーションの参加人数は5名以内とする。
  - ウ 提出された企画提案書に沿って行うこととし、追加の提案や資料は認めない。ただし、パワーポイント等のプレゼンテーションソフトを使用しての説明については、その内容が企画提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合は認める。
  - エ 使用備品  
プレゼンテーション時に必要な使用機材、備品については、プロジェクター(HDMI接続)、スクリーン、HDMIケーブル、マイクについては、市所有のものを使用することができる。その他のものについては提案者で用意すること。
  - オ 審査は提案事業者名を伏せて行うため配慮すること。

#### 1.5 二次審査結果

審査結果は、全参加者に公募型プロポーザル審査結果通知書により通知し、ホームページにて公開する。

#### 1.6 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (2) 提出後の差換え及び追加、削除は認めない。
- (3) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (4) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

#### 1.7 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、甲賀市情報公開条例(平成16年甲賀市条例第15号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの最優秀候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

#### 1.8 その他

- (1) 言語及び通貨単位  
手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 費用負担  
書類作成及び提出にかかる費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。  
緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。
- (3) 参加辞退の場合

企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、所管課あてに提出すること。

（４） 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積書の金額が見積上限額を超過した場合

（５） 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等の作成者に帰属するものとする。

ただし、受託者が作成した企画提案書等の提出書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

（６） 異議申立て

参加者は、プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

19 問合せ先

甲賀市役所 建設部建設管理課公園緑地係

電話 0748-69-2208

FAX 0748-63-4601